| | | | |
|---|---|---|---|
| 八四・三九 | | 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械 | |
| | 八四三九・一〇 | 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四三九・二〇 | 紙又は板紙の製造機械 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四三九・三〇 | 紙又は板紙の仕上げ用機械 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| 八四・四〇 | | 製本用機械（製本ミシンを含む。） | |
| | 八四四〇・一〇 | 機械 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| 八四・四一 | | その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。） | |
| | 八四四一・一〇 | 切断機 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四一・二〇 | 袋又は封筒の製造機械 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四一・三〇 | 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。） | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四一・四〇 | 製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。） | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四一・八〇 | その他の機械 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| 八四・四二 | | プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン | |
| | 八四四二・三〇 | 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| 八四・四三 | | 印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他の印刷機、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品 | |
| | | 印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの） | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 八四四三・一一 | オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。） | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・一二 | オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るものとし、広げた状態でシートの一方が二二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの） | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・一三 | その他のオフセット印刷機 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・一四 | 凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。） | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・一五 | 凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。） | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・一六 | フレキソ印刷機 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・一七 | グラビア印刷機 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・一九 | その他のもの | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | | その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。） | |
| | 八四四三・三一 | 印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。） | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・三二 | その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。） | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四三・三九 | その他のもの | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| 八四・四八 | | 第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項から第八四・四七項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針） | |
| | | 第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械 | |
| | 八四四八・一一 | ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機 | LVC四十パーセント又は、CTSH |
| | 八四四八・一九 | その他のもの | LVC四十パーセント又は、CTSH |